

## 「銀行口座凍結対策としての家族信託」

愛知サマーセミナー2025  
2025年7月20日(日)4限

### 1 認知症になると銀行口座が凍結される!?

本人が認知症であると認められた場合、死亡時と同様で、認知症発症をしたことを金融機関が知った段階で、預金が凍結される可能性があります。民法上、判断能力のない方の銀行取引を含む法律行為は本人保護のため無効とされています。近年の高齢者のオレオレ詐欺など、社会問題が発生しており、金融機関の本人確認手続きが厳格化されつつあるためです。

### 2 対策としての ATM カード、代理人カード、任意後見人制度、家族信託

#### (1) ATM カード

本人が70歳以上の場合カードでの引出金額、振込金額の限度額を20万円までとし、窓口での取引であれば、金額の制限をしないという銀行があります。その際には本人確認が厳格となり、認知症と分かればATMカードを使用できなくなる可能性が大きくなります。口座からの自動引き落としや家賃収入を受け取ったり年金を受け取ったりと他口座からの振込はそのまま続けることができますが、入金はあるのに引きだせないということになるかも知れません。

#### (2)代理人カード・予約型代理人サービス

代理人カードは、ほとんどの金融機関で対応されている、家族が預金を引きだすことができる制度です。本人と生計を同じくする家族が銀行に出向いて手続きすることで、このカードを無料か1000円程度で発行してもらうことができます。ただし、家族ができるのは出金のみであり、認知症になった後のことは想定されていません。

予約型代理人サービスは、代理人カードと比べてより包括的な取引が可能で、認知症発症後も継続して利用できる点が大きな特徴です。現在は三菱UFJ銀行やみずほ銀行など、一部の大手銀行でのみ取り扱っているため、事前確認が必要です。代理人になれる者も2親等までと制限されています。契約時は本人に判断能力が必要で、本人と代理人と一緒に銀行窓口へ出向いて、契約書類への署名と必要書類の提出を行います。

#### (3)任意後見人制度

将来判断能力が低下した時に備えて、信頼できる人に支援をしてもらえるように契約をしておく制度です。成年後見制度（法定後見制度）のような要支援者の保護のための制度で

はなく、本人の自由な意思に基づいて、誰に依頼するか、具体的にどんなことを依頼したいのかなど、本人の希望を反映することができます。預金口座の管理についても、ご家族や信頼出来る人に任せられることができるため、こちらも対策として非常に有効です。

任意後見契約は、本人の判断能力が低下してきた段階で申立てが必要だったり、任意後見監督人が必ず選任され報酬を支払う必要があります。報酬の目安は管理する財産によって異なりますが、1万円～3万円となりますので、出費がかさむ可能性があります。

#### (4)家族信託

家族信託は、認知症になる前に、本人の財産の管理を、信頼できる家族や友人などに任せることをいいます。任せる人名義の信託口座を作り、本人の口座から現金を移した上で運用していくので、本人が認知症になっても本人の許可なく財産を引き出す事ができます。

### 3 家族信託とは？

家族信託とは、本人の意思表示がしっかりしている時に、家族信託契約を結び財産の管理・処分を他人にまかせる方法のことをいいます。(別紙参照)

財産を任せる人を委託者(いたくしゃ)、任される人を受託者(じゅたくしゃ)、設定した目的に沿ってその財産を受けられる人を受益者(じゅえきしゃ)、その財産を信託財産といえます。なお、信託財産は名義上受託者の財産となります。そのため、金銭の場合は受託者名義の信託口座を開設するなどして、受託者本人の財産と分別する必要があります。その他、不動産、有価証券などの財産価値のあるものが信託財産となります。

家族信託を行うことにより、本人、例えば父親が認知症になっても受託者である長男が信託財産である金銭の管理を継続することができ、信託財産である金銭は凍結されないのが安心です。信託契約を結ぶためには、事前に契約内容を親子で取り決め、契約書の作成、金融機関などの手続きなどを行っていく必要があります。

### 4 後見人制度との違い

認知症になってしまった場合は、成年後見制度を利用せざるを得ず、後見人による預金の引き出しのみ可能です。成年後見制度は第三者を成年後見人として選任し、本人の財産管理をしてもらう制度です。なお、後見人は、本人の生活、療養看護に関する職務(身上監護の職務)も行います。

成年後見制度では成年後見人が自由に本人の財産を処分できるわけではないので積極的な財産の活用・運用には不向きです。

また、法定後見制度の場合、法定後見人は裁判所が選任します。家族が法定後見人になるとは限りません。家族以外の者が法定後見人に選ばれる可能性もあり、法定後見人に支払

う報酬も2万円から6万円が発生します。

任意後見制度であれば、任意後見人の指定とその委任事項を自分で決めることが可能ですが、任意後見制度でも、任意後見監督人が選ばれ、任意後見監督人へ報酬の支払いが生じます。

また、任意後見制度は法定後見制度と異なり、認知症の進行前に本人と任意後見契約を結ぶ必要があります。

## 5 家族信託のメリット・デメリット

(メリット)

### 1. 認知症対策ができる

将来、委託者（財産の持ち主）が認知症になった場合でも、信託契約に基づいて受託者が財産を管理・運用・処分できるため、資産が凍結されるリスクを回避できます。

### 2. 柔軟な相続・資産承継が可能

信託契約で「誰から誰へ」「その後どうなるか」まで細かく定めることができるため、通常の遺言では難しい「二次相続」以降の承継設計も可能です。

### 3. 成年後見制度よりも自由度が高い

成年後見制度と異なり、信託契約は自由に条件を設計できます。また、家庭裁判所の監督も基本的に不要です。

### 4. 相続発生後のトラブル回避

財産の使い道や分配方法が明確になっているため、相続時の争い（いわゆる「争族」）を防ぐ効果があります。

### 5. 不動産の管理・処分がスムーズに

受託者名義で登記されるため、委託者の判断能力が低下しても不動産の売却・賃貸が可能です。

(デメリット)

### 1. 仕組みが複雑

信託契約の内容や法律的な仕組みが難解で、正しく設計しないと目的を達成できないリスクがあります。

### 2. 信頼できる受託者が必要

受託者には大きな責任と権限が与えられるため、信頼関係がないとトラブルの元になります。

3. 他の制度（遺言・後見・贈与）との違いが分かりにくい  
制度選biを誤ると、かえって手間やコストが増える場合もあります。

#### 4. 税務上の注意が必要

信託＝税金が安くなるという誤解もありますが、贈与税・相続税・所得税の扱いは複雑で、専門家の助言が必須です。

#### 5. 手続きや費用が発生する

契約書作成、公証役場での認証、不動産登記、専門家への報酬など、一定の初期費用と手間がかかります。

### 6 認知症対策以外の家族信託

他の家族信託として、不動産オーナーの資産管理、不動産の共有財産の解消、事業承継、受益者連続信託という方法があります。

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託は、お持ちの財産を、あらかじめ決めた人に、複数世代にわたって承継することができる信託です。ただし、信託がされた時から30年を経過した後は、受益権の新たな承継は1度しか認められないことに注意する必要があります。

### 7 むすび

家族信託は、財産を信託する人の意思が十分に反映されている場合はとても良い制度といえます。ただ、本人が望んでいない場合や財産を託された者が自分の利益のために無理やり信託契約をさせることは、あとあと問題となり、家族関係を悪くしてしまうこととなります。

信託を設定するには家族全員の理解と家族の者がそれぞれ信託での役割に参加することが大切です。また、家族信託の設定の仕方次第では贈与税や所得税がかかってしまう場合や家族信託にすることによって、不動産所得の損益通算ができなくなったり、空き家対策の3000万円控除が受けられなかったりするので専門家に相談することも必要です。

行政書士の有志による家族信託研究会  
講 師 野口千砂・伊東章晴  
責任者 服部善一 052-532-1881